

◇ 会社の創立記念パーティーの費用

Q : 当社は今月、料亭に関係者を招待して、創立記念祝賀会を催しました。祝賀会には従業員も参加、招待客からは祝儀を頂戴しました。この場合、祝賀会の費用から従業員分と祝儀を差し引いた金額を交際費として、従業員分は福利厚生費として計上してよいですか。

A : 祝賀会に要した費用の全額を交際費として計上しなければなりません。

【解説】

法人税法上、交際費は「事業に関係ある者に対する接待等の為に支出する費用」とされています。この事業に関係ある者には、外部関係者だけでなく従業員も含まれることとされていますから、おたずねのような費用は、たとえ従業員に係るものであっても交際費として計上しなければなりません。ただし、従業員等だけで内輪の記念行事を催し、通常の食事の提供をしたという場合には、福利厚生費として計上することが認められます。

また交際費は、「接待等のために支出する費用」と定められていることから、祝儀の額を控除した残額を交際費として計上することは認められず、あくまで祝賀会のために支出した費用の全額が交際費となり、祝儀は雑収入として、会社の益金に計上しなければなりません。

なお、今年4月1日以降に開始する事業年度からは、資本金1億円以下の法人については、支出した交際費のうち400万円までは支出額の90%（改正前・80%）が、損金の額に算入できることとなりました。

